

副 本

平成25年(ワ)第46号 損害賠償請求事件

原 告 武田悦子 ほか821名

被 告 国 ほか1名

答 弁 書


平成25年9月5日

福島地方裁判所いわき支部 御中


被告国指定代理人

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号


法務省大臣官房


参 事 官 関 述 之 

法務省大臣官房民事訟務課


課 付 角 田 康 洋 


課 付 岩 名 勝 彦 

課 付 寺 岡 拓 也 

補 佐 官 宗 野 有美子 

係 長 澤 田 勝 弘 

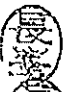
第 三 係 長 大 西 宏 道 


法 務 事 務 官 林 周 作 

〒980-8601 仙台市青葉区春日町7番25号

仙台第3法務総合庁舎

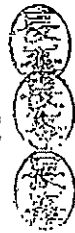
仙台北法務局訟務部

部 長 菊 池 憲 久 

部 付 村 橋 摩 世 

部 付 美 崎 大 典 

上席訟務官 角掛幹也
 訟務官 吉田渡
 法務事務官 昆野太智



〒960-0103 福島市本内字南長割1番地3

福島地方法務局訟務部門 (送達場所 斎藤宛)

(電話 024-534-1976)

(FAX 024-526-2122)

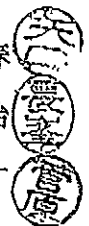
上席訟務官 加藤恵盛
 上席訟務官 東海林秀一
 訟務官 斎藤悟志
 訟務官 稲川延康



〒970-8026 福島県いわき市平字堂根町4番地11

福島地方法務局いわき支局

総務課長 矢口光春
 民事専門官 長峯資治
 法務事務官 菅原ナナ

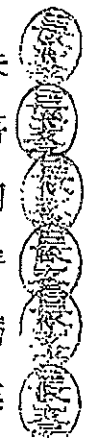


〒106-8450 東京都港区六本木一丁目9番9号

原子力規制委員会原子力規制庁


総務課法務室


室長 鶴園孝夫
 課長補佐 中塩東吾
 課長補佐 依田圭司
 課長補佐 堀口晋
 訟務係長 新垣琢磨
 調整係 伊藤彩菜




〒100-8931 東京都千代田区霞が関一丁目3番1号


経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部政策課

経済産業事務官 石井大貴 

経済産業事務官 神野可奈子 

経済産業事務官 高木駿平 

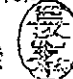
経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課

経済産業事務官 佐々木光太郎 

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力政策課原子力基盤支援室


経済産業技官 上田洋二 

経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課

経済産業事務官 河原圭 

経済産業事務官 白石雅人 


経済産業省資源エネルギー庁電力・ガス事業部原子力立地・核燃料サイクル産業課原子力損害対応室

経済産業技官 梅原徹也 

経済産業事務官 善明岳大 

〒100-8975 東京都千代田区霞が関一丁目2番2号

環境省大臣官房総務課

企画官 永島徹也 


環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課リサイクル推進室

係 長 黒 瀬 絢 子 

環境省水・大気環境局総務課

課 長 真 先 正 人 

課 長 補 佐 石 塚 哲 朗 

係 長 九 反 田 悠 妃 


環境省水・大気環境局土壌環境課

主 査 湯 淺 翔 

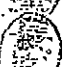
環境省水・大気環境局放射性物質汚染対策

担当参事官室

参 事 官 森 下 哲 

参 事 官 補 佐 平 尾 禎 秀 

参 事 官 補 佐 山 本 泰 生 

係 長 宇 都 宮 勉 

係 員 大 澤 友 里 恵 

〒960-8031 福島市栄町1番35号

東北地方環境事務所福島環境再生事務所

放射能汚染対策課

課 長 補 佐 近 藤 慎 吾 

第1	請求の趣旨に対する答弁	1
第2	本案前の答弁の理由	1
1	請求の趣旨第3項(2), 第4項(2)及び第5項(2)の各請求の内容	1
2	将来の給付を求める訴えが適法となる要件	2
3	本件将来請求は, 将来の給付を求める訴えが適法とされるための要件を欠くこと	3
4	小括	4
第3	請求原因に対する認否	4
1	はじめに	4
2	「第1章 本件提訴に至る経過と本件訴訟の意義」(訴状10ページ以下)について	5
3	「第2章 事実経過」(訴状18ページ)について	5
4	「第3章 損害論」(訴状41ページ)について	20
5	「第4章 被告らの責任」(訴状77ページ)について	29
6	「第5章 結語」(訴状136ページ)について	57
第4	求釈明	57
1	求釈明事項	57
2	釈明を求める理由	58

原告らからは、平成25年3月11日付けで訴状が提出された後、同年6月10日付けで訴状訂正申立書（以下「訴状訂正申立書」という。）が提出されており、訴状訂正申立書によって訴状記載の請求の趣旨及び請求の原因等が訂正されているため、以下においては、訴状訂正申立書別添の訴状（以下、単に「訴状」という。）の記載に対して答弁及び認否を行うこととする。

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

原告らの被告国に対する訴えのうち、請求の趣旨第3項(2)、第4項(2)及び第5項(2)の各請求に係る口頭弁論終結日の翌日以後に生ずる損害賠償金の支払を求める部分をいずれも却下する。

2 本案の答弁

原告らの被告国に対する請求をいずれも棄却する。

3 訴訟費用等について

訴訟費用のうち、原告らと被告国との間に生じた部分は原告らの負担とする。

なお、被告国につき仮執行の宣言を付することは相当でないが、仮にこれを付する場合には、

(1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言

(2) その執行開始時期を判決が被告国に送達された後14日経過した時とすること

を求める。

第2 本案前の答弁の理由

1 請求の趣旨第3項(2)、第4項(2)及び第5項(2)の各請求の内容

請求の趣旨第3項(2)、第4項(2)及び第5項(2)の各請求は、平成25年3

月1日から福島県いわき市全域の空間放射線量が1時間当たり0.04マイクローシーベルト以下とする措置が実施され、かつ東京電力福島第一原子力発電所（以下「福島第一発電所」という。）の各原子炉の廃炉措置が終了するまでの間、1か月当たり一人3万円又は8万円の割合による損害賠償金及びこれに対する遅延損害金の支払を求めているものである。これらの請求は、将来にわたって上記空間放射線量率を達成し、かつ福島第一発電所の各原子炉の廃炉措置が終了しない限り、上記割合による損害賠償金の継続的な支払を求めるものであるから、同各請求のうち本件訴訟事実審口頭弁論終結日後の支払を求める部分は将来給付を求めるものであり（以下、この部分を「本件将来請求」という。）、本件将来請求に係る訴えは将来の給付を求める訴え（民事訴訟法135条）に該当することになる。

2 将来の給付を求める訴えが適法となる要件

民事訴訟法135条は、「あらかじめその請求をする必要がある場合に限り」、将来の給付を求める訴えを許容している。しかし、同条は、およそ将来に生ずる可能性のある給付請求権の全てについて上記要件の下に同条による請求権としての適格を認めたものではなく、①期限付請求権や条件付請求権のように、既に権利発生基礎となる事実上・法律上の関係が存在し、②これに基づく具体的な給付義務の成立が将来における一定の時期の到来や債権者において立証を必要としないか又は容易に立証し得る別の一定の事実の発生にかかっているにすぎず、将来具体的な給付義務が成立したときに改めて訴訟により当該請求権成立の全ての要件の存在を立証することを必要としないと考えられるようなものについて、例外として将来の給付の訴えによる請求権としての適格を認めたにすぎないものと解される。

そして、民事訴訟法135条についての上記の趣旨に照らすと、継続的不法行為に基づき将来発生すべき損害賠償請求権についても、当該請求権の基礎となるべき事実関係及び法律関係が既に存在し、その継続が予測されると

ともに、当該請求権の成否及びその内容につき債務者に有利な影響を生ずるような将来における事情の変動としては、あらかじめ明確に予測し得る事由に限られ、しかもこれについては請求異議の訴えによりその発生を証明してのみ執行を阻止し得るという負担を債務者に課しても格別不当とはいえない点において上記の期限付債権等と同視し得るような場合には、これにつき将来の給付を求める訴えを許しても格別支障があるとはいえない。しかし、例え同一態様の行為が将来も継続されることが予測される場合であっても、それが現在と同様に不法行為を構成するか否か及び賠償すべき損害の範囲いかん等が、流動性を持つ今後の複雑な事実関係の展開とそれらに対する法的評価に左右されるなど、損害賠償請求権の成否及びその額をあらかじめ一義的に明確に認定することができず、具体的に請求権が成立したとされる時点において初めてこれを認定することができるとともに、その場合における権利の成立要件の具備については当然に債権者においてこれを立証すべく、事情の変動を専ら債務者の立証すべき新たな権利成立阻却事由の発生として捉えてその負担を債務者に課するのは不当であると考えられるようなものについては、本来例外的にのみ認められる将来の給付を求める訴えにおける請求権としての適格を有するものとするとはできないと解するのが相当である(大阪空港訴訟上告審判決・最高裁判所昭和56年12月16日大法廷判決・民集35巻10号1369ページ、第5次～第7次横田基地訴訟上告審判決・最高裁判所平成19年5月29日第三小法廷判決・集民224号391ページ)。

3 本件将来請求は、将来の給付を求める訴えが適法とされるための要件を欠くこと

原告らは、平成25年3月1日から福島県いわき市全域の空間放射線量が1時間当たり0.04マイクロシーベルト以下とする措置が実施され、かつ福島第一発電所の各原子炉の廃炉措置が終了するまでの間、1か月当たり一

人3万円又は8万円の割合による損害賠償金の支払を求めている。しかし、本件訴訟の事実審口頭弁論終結の時点において原告らに放射線被ばくなどによる損害が発生していると認定されたとしても、その損害の有無・程度は、同時点の後、国や地方公共団体等によって実施される「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」に基づく諸方策の内容及び実施状況、原告らそれぞれにつき生ずる可能性のある様々な生活事情の変動、福島県いわき市内に存在するとされる放射性物質*1及びその発する放射線量の自然減少の程度等の複雑多様な因子によって左右されるものである。

以上によれば、本件将来請求については、賠償請求権の成否及び賠償額をあらかじめ一義的に明確に認定することができるとはいえないから、権利保護の要件を欠くものであって、将来の給付を求める訴えにおける請求権としての適格を有するとはいえない。

4 小括

したがって、本件将来請求に係る訴えは不適法である。

第3 請求原因に対する認否

1 はじめに

訴状に記載されている原告らの主張は、原告らの被告国に対する請求を根

*1放射性物質の量は衰変により正確に指数関数に従って減少することが知られている。その理由は放射性物質を構成する個々の原子核が一定時間内に衰変する確率が全て等しいことによる。一般に、物質の量がある観測時点の値から半分に減少するまでに要する時間を半減期というが、放射性物質の場合、半減期は、最初の量の大小にかかわらず一定値となり、かつ、放射性物質の種類ごとに半減期は異なる。

拠づける請求原因としていかなる意味を有するのかが判然としない原告らの意見や評価にわたるものも見られるが、争点整理に資するため、現時点において必要と判断される限度において、認否を行うこととする。

2 「第1章 本件提訴に至る経過と本件訴訟の意義」(訴状10ページ以下)について

平成23年3月11日に相被告東京電力株式会社(以下「被告東電」という。)の福島第一発電所において放射性物質が放出される事故(以下「福島第一発電所事故」という。)が発生したことは認め、被告国に損害賠償責任がある旨の主張は争い、本件の個別の原告らの被害の有無及びその程度は不知。その余の原告らの意見又は評価にわたる部分は、原告らの被告国に対する請求を根拠づける請求原因としていかなる意味を有するか判然としないため、認否の限りでない。

3 「第2章 事実経過」(訴状18ページ)について

(1) 「第1 当事者」(訴状18ページ)について

ア 「1 原告ら」(訴状18ページ)について

福島第一発電所事故が発生したことは認め、その余は不知。

イ 「2 被告東京電力」(訴状19ページ)について

(7) 第1段落について

第2文(「被告の従業員数は…である。」)の「被告」を「被告東電」と解した上で、認める。

(イ) 第2段落について

被告東電が本件事故の加害者であるとする点は、被告東電に関する評価にわたるものであるため、認否の限りでない。その余はおおむね認める。ただし、被告東電が平成23年3月11日当時運転していた原子炉は、福島第一発電所1号機～3号機のみである。

ウ 「3 被告国」(訴状19ページ)について

「許可や指導権限」の具体的内容が必ずしも明確でないが、おおむね認める。

(2) 「第2 原子力発電所の概要」(訴状19ページ)について

ア 「1 福島第一原発の概要」(訴状19ページ)について

認める。

イ 「2 原子力発電所の基本的な構造」(訴状20ページ)について

(7) 「(1) 原子力発電とは」について

認める。

(4) 「(2) 軽水炉(特に沸騰水型原子炉)の基本的な仕組み」について

認める。ただし、訴状21ページ6行目～7行目の「棒状に並べたもの」は、正しくは「両端を密閉された金属(ジルカロイ)で作られた被覆管に縦に積み重ねたもの」である。

(4) 「(3) 原子力発電施設の概要」について

a 第1段落及び第2段落は認める。

b 第3段落は、非常用炉心冷却系として、原告らが主張する冷却系が存在することは認める。

c 第4段落は認める。

d 第5段落は認める。ただし、非常用ディーゼル発電機には軽油だけでなく、重油も使用される。

e 第6段落～第8段落は認める。

f 第9段落は否認する。

g 第10段落は、福島第一発電所1号機において非常用復水器が稼動したこと、同2号機及び3号機において原子炉隔離時冷却系が一定期間稼動したこと、原子炉隔離時冷却系は交流電源がなくても作動し続けることができることは認める。

h 第11段落は、原子炉及び格納容器が損壊した可能性があること、福島第一発電所事故により放射性物質が外部環境に放出されたことは認め、その余は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(3) 「第3 本件事故の経過」(訴状24ページ) について

なお、以下の認否の内容は、原子力規制委員会に設置された「東京電力福島第一原子力発電所における事故分析に係る検討会」の議論により新たな知見が示された場合には、変更する可能性がある。

ア 「1. 東北地方太平洋沖地震の発生と被害の概要」(訴状24ページ) について

(ア) 第1段落について

第1文(「2011(平成23)年…発生した。’)は認める。

第2文(「震源域は…観測した。’)は、震源域が岩手、宮城、福島、茨城の各県沖にわたること、震源の長さが約400キロメートル以上、幅が約200キロメートル以上と推定されること、宮城県栗原市で震度7を観測したほか、広範囲にわたって震度6強ないし6弱を観測したという限りで認める。

(イ) 第2段落について

最大遡上高40.1メートル*2の津波が襲来し、死者及び行方不明者が合計2万人を超えていることは認め、その余は否認する。記録された最大潮位は9.3メートルであり、被告東電の推定によっても、福島第

*2 陸地に流れ込んだ津波は、流れが強いまま斜面などにぶつかると、そこを駆け上がり、海岸での津波の高さをはるかに超える高さまで上ることがある。遡上高とは、津波が内陸に駆け上がった結果、斜面や路面上に変色部や漂着物等の痕跡を残すが、その痕跡の、平常潮位(津波がない場合の潮位)からの高さを意味する語である。

一発電所の検潮所設置位置における津波の高さは約13メートルとされている。

イ 「2 本件事故発生と放射性物質の飛散」(訴状24ページ)について

(7) 「(1) 地震及び津波による本件事故の発生」について

認める。

(イ) 「(2) 地震動自体による原子炉等への影響」について

a 第1段落は認める。

b 第2段落は、国会における第三者機関による調査委員会が発表した平成24年7月5日付け報告書(以下「国会事故調査報告書」という。)に、福島第一発電所1号機において、地震動により小破口冷却材喪失事故(SB-LOCA)が起きた可能性が少なくとも理論的には否定できない旨記載されている(同報告書204及び205ページ)ことは認める。

(ウ) 「(3) 津波による全交流電源喪失」について

認める。

(I) 「(4) 各号機における過酷事故の発生に至る経過」について

a 柱書について

おって認否する。この点の正確な事実関係については、次回以降において整理して主張する予定である。

b 「ア 1号機」について

(a) 第1段落及び第2段落は認める。

(b) 第3段落について

第1文(「原子炉格納容器の…試みられた。’)は認める。

第2文及び第3文(「一方、同日14時45分頃までに…漏出した。’)は、原告らが主張する事実が発生した可能性があるという限りで認める。なお、原子力安全・保安院が行った解析によれば、原

子炉圧力容器の損傷に至ったのは地震発生（平成23年3月11日午後2時46分）から約15時間後である。

第4文（「同日15時36分…発生した。」）は、その時刻頃原子炉建屋上部で水素ガスと思われる爆発が発生したことは認める。

c 「イ 3号機」について

(a) 第1段落について

第1文～第3文（「全交流電源喪失後も…喪失した。」）は認める。ただし、高圧注水系（HPCI）の自動起動により、一旦、原子炉水位が回復している。

第4文（「これにより、…可能性がある。」）のうち、圧力容器又はその周辺部に閉じ込め機能を損なう損傷が生じていた可能性がある点は認め、上記の損傷が「同日9時10分頃までの間に」生じていた可能性があること、及び「格納容器についても14日2時20分までの間に損傷が生じた可能性がある」ことは不知。

(b) 第2段落について

高圧注水系（HPCI）の停止後、格納容器の圧力上昇を受け、圧力抑制のためにベントが試みられたこと、消防車等による代替注水が行われたこと、平成23年3月14日午前11時1分に原子炉建屋で水素爆発が発生したことは認める。「冷却機能喪失に基づく燃料の損傷に伴い圧力容器内で大量の水素が発生し、これが格納容器へ漏洩した後、建屋上層階に滞留した結果」とする点は、その可能性があるという限りで認め、「原子炉建屋4、5階部分」とする点は不知。

d 「ウ 2号機」について

(a) 第1段落は認める。

(b) 第2段落について

第1文及び第2文（「ところが…推定される。」）は認める。

第3文（「その後も…上昇した。」）は、消防車による海水注水が行われ、ベントラインも再構成されたこと、平成23年3月15日午前6時から午前6時10分頃に衝撃音及び振動が発生したこと、正門付近の放射線レベルが上昇したことは認め、その余は否認する。圧力抑制室の圧力計が計測不能となったことは判明していない。なお、上記衝撃音及び振動は、2号機ではなく4号機が発生源である。

第4文（「この頃…みられている。」）は、国会事故調査報告書に、平成23年3月15日午前7時20分から午前11時25分にかけての格納容器の圧力低下が「格納容器の破損を示唆するものと推測されている」との記載がある（同報告書150ページ）という限りで認める。

e 「エ 4号機」について

(a) 第1段落は認める。

(b) 第2段落について

第1文及び第2文（「同年3月14日…つながっている。」）は認める。

第3文（「そのため、3号機の…可能性はある。」）は、3号機で発生した水素が4号機の排気管に流入した可能性があることは認め、その余は否認する。平成23年3月14日午前11時頃に3号機のベント配管が開状態となったことは確認されていない。

第4文（「翌15日…発生した。」）は、同月15日午前6時頃から午前6時10分頃の間原子炉建屋で水素爆発が発生したことは認め、発生場所が4、5階付近であることは不知。

ウ 「3 放射性物質飛散に至る経過とその規模」（訴状28ページ）について

(7) 第1段落はおおむね認める。ただし、「原子炉圧力容器、及びその外側の格納容器が損傷し」との部分は、その可能性があるという限りで認める。

(4) 第2段落について

第1文（「これらは…降り注いだ。」）は、一般的に放射性プルームが降雨の影響で降下する可能性があることは認める。

第2文（「また…放出された。」）は、1～3号機におけるベント作業によって放射性物質が大気中及び海洋中に放出されたこと、経済産業大臣からの命令を受け、被告東電が2号機についてベント作業に入り、平成23年3月13日午前11時頃及び同月15日午前零時頃同作業を実施したものの、ドライウェルの圧力低下が確認されなかったことは認める。

(7) 第3段落は、原子力安全・保安院が平成23年4月12日時点において、福島第一発電所事故を国際原子力・放射線事象評価尺度（INES。以下「INES」という。）でレベル7と暫定評価したこと、昭和54年3月28日に、米国ペンシルバニア州スリーマイル島上にある原子力発電所において発生した事故（いわゆるスリーマイルアイランド原子力発電所事故）がINESでレベル5と評価されていることは認め、その余は否認する。福島第一発電所事故による放射性物質の放出量は、昭和61年4月26日、旧ソビエト連邦（以下「ソ連」という。）ウクライナ共和国のチェルノブイリ原子力発電所における事故（いわゆるチェルノブイリ原子力発電所事故）の約1割前後とされている。また、INESレベル5は「広範囲な影響を伴う事故」と定義されている。

(1) 第4段落は、原子力安全・保安院が平成23年6月6日に大気中に放出された福島第一発電所1～3号機合計でのヨウ素131とセシウム137のヨウ素131換算での放射性物質の放出量の総量を77万テラベクレルと推計したこと、同推計におけるセシウム137の放出量の試算

値が広島に投下された原子爆弾から放出されたセシウム137の試算値の約168倍であること（なお、訴状29ページ1行目に「約1688発分」とあるのは、「約168発分」の誤りと思われる。）、同試算値が福島第一発電所事故による海洋汚染を含まない大気中への放出量のみのものであること、被告東電が平成24年5月24日に、大気中への放射性物質の総量を約90万テラベクレルと推計していることは認める。なお、テラは、10の12乗を表す単位である。

(オ) 第5段落は、政府が平成23年12月16日に福島第一発電所事故の収束宣言を行ったこと、その後も福島第一発電所の敷地内では福島第一発電所事故前と比較して高い被ばく線量が計測されていることは認め、その余の原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

エ 「4 本件事故による放射能汚染が広域に広がっていること」（訴状29ページ）について

(ア) 第1段落は、国会事故調査報告書に、推計として、福島第一発電所事故で大気中に放出された放射性物質の総量が、ヨウ素換算（国際原子力指標尺度【INES評価】）にして約900PBq（ペタベクレル、ヨウ素：500PBq、セシウム137：10PBq）とされており、チェルノブイリ原子力発電所事故におけるINES評価5200PBqと比較して約6分の1の放出量になるとの記載があり（同報告書329ページ）、セシウム137の蓄積量として訴状30ページの図が記載されている（同報告書330ページ）という限りで認める。なお、ペタは10の15乗を表す単位であり、1ペタは1000テラである。

(イ) 第2段落は、国会事故調査報告書に、環境省によると、年間5マイクロシーベルト、20マイクロシーベルト以上の空間線量となる可能性のある土地の面積が、それぞれ福島県内の1778平方キロメートル、515平方キロメートルであるとの記載がある（同報告書330ページ）

という限りで認める。なお、原告らが引用する環境省の「除染等の措置等に伴って生じる土壌等の量の推定について」は、福島県だけでなく、宮城県、山形県、栃木県及び茨城県も対象範囲とし、空間線量率別の面積を推定している。

(ウ) 第3段落は認める。

オ 「5 避難指示等が招いた地域住民の混乱」(訴状30ページ)について

(7) 第1段落は認める。

(イ) 第2段落は、原告らの意見や評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(ウ) 第3段落は、政府の原子力災害対策本部が、平成23年4月22日、福島第一発電所から半径20キロメートルから30キロメートル圏内に指示していた屋内への退避指示を解除すること、葛尾村、浪江町、飯舘村、川俣町の一部及び南相馬市の一部を計画的避難区域に設定すること、広野町、楡葉町、川内村、田村市の一部及び南相馬市の一部を緊急時避難準備区域に設定することを指示したことは認め、同日に原子力災害対策本部が福島第一発電所から半径20キロメートル圏内を警戒区域に設定することを指示したことは否認し、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。原子力災害対策本部が、福島第一発電所から半径20キロメートル圏内に警戒区域を設定することを指示したのは、同月21日である。

カ 「6 収束宣言と警戒区域の再編」(訴状31ページ)について

(7) 「(1) 「冷温停止」宣言」について

第1段落は、「「冷温停止状態」とは、原子炉圧力容器底部の温度が摂氏100度以下になること」との部分是否認し、その余は認める。原子力災害対策本部が平成23年12月16日に取りまとめた「東京電力福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋 ステップ2完

了報告書」において、福島第一発電所の「冷温停止状態」とは、①「圧力容器底部の温度が概ね百度以下になっていること」、②「格納容器からの放射性物質の放出を管理し、追加的放出による公衆の被ばく線量を大幅に抑制していること」、③「上記二条件を維持するために、循環注水冷却システムの中期的安全を確保していること」のいずれも満たしている状態であると定義づけられている。なお、原子力安全・保安院が被告東電の施設運営計画を妥当と判断したのは、平成23年12月12日である。

第2段落はおおむね認める。ただし、宣言したのは「冷温停止」ではなく、「冷温停止状態」である。「冷温停止」とは、一般に、原子炉冷却材の温度が100度未満の状態をいうとされており、上記の「冷温停止状態」とは異なる。

第3段落は、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「炉規法」という。）64条1項に基づく措置として、福島第一発電所から低レベル放射性廃液が海洋放出されたことはおおむね認めるが、その余は否認ないし争う。

第4段落は、平成24年4月12日に福島第一発電所4号機の循環冷却装置が停止したこと、同発電所の1号機～3号機の原子炉注水量が必要な注水量を下回っていることが確認されたこと（ただし、この確認がされたのは、同年8月28日ではなく、同月30日である。）はおおむね認めるが、その余は否認ないし争う。

(イ) 「(2) 避難指示解除に向けた動き」について

第1段落は、政府の原子力災害対策本部が、平成23年12月26日（訴状32ページ19行目に「12月16日」とあるが、「12月26日」の誤記と思われる。）、警戒区域及び計画的避難区域を、避難指示解除準備区域、居住制限区域及び帰還困難区域の三つに再編する

ことを明らかにしたことはおおむね認め、その余は否認する。避難指示解除準備区域は「年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域」を、居住制限区域は「年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民の被ばく線量を低減する観点から引き続き避難を継続することを求める地域」を、帰還困難区域は「長期間、具体的には5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域」をそれぞれ指す。

第2段落は、第1文は否認し、第2文及び第3文は、「現在の科学的知見」を「国際的な合意に基づく科学的知見」と解した上で、認める。

第3段落は、放射線防護や放射線管理の立場から、低線量被ばくであっても、被ばく線量に対して直線的にリスクが増加するという考え方が存在することは認め、その余は否認ないし争う。

第4段落は、「空間線量年20mSvを避難指示の基準としたのは、国際放射線防護委員会（ICRP）2007（平成19）年勧告における緊急時被ばく状況での下限を採ったものである」との部分は、「空間線量」を「年間積算線量」であると解した上で認め、「これも具体的な科学的知見でなく」の部分は争い、その余は不知。

第5段落及び第6段落は否認ないし争う。

(7) 「(3) 警戒区域再編の動き」について

a 第1段落はおおむね認める。ただし、第1段落の「相馬市」は正しくは「南相馬市」である。

b 第2段落について

第1文（「同年4月16日に…再編された。」）はおおむね認める。

ただし、正しくは、「南相馬市において設定された警戒区域が同年

4月16日、飯舘村において設定された計画的避難区域が同年7月17日、楡葉町において設定された警戒区域が同年8月10日、それぞれ避難指示解除準備区域に再編された。」である。

第2文（「浪江町、…見せている。」）はおおむね認める。ただし、浪江町、川俣町、葛尾村及び大熊町は、現在既に警戒区域等の再編がなされている。

○ 第3段落のうち、原子力発電所立地地域である双葉郡下の市町村が被告東電や政府との間で損害賠償基準について交渉していたこと、平成24年7月24日に被告東電が損害賠償基準を示したことは認め、原告ら指摘の楡葉町の対応、浪江町長の発言及び川俣町長の対応の内容はいずれも不知。区域再編は放射線量に応じて実施するものであり、損害賠償基準によって影響を受けるものではない。

d 第4段落は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

キ 「7 被告国及び被告東京電力による「補償」（訴状34ページ）について

(ア) 「(1) 被告国」について

a 「ア 被告国の中間指針の作成及び同指針第1次追補作成までの経緯」について

(a) 第1段落は、原子力損害の賠償に関する法律（以下「原賠法」という。）が、文部科学省に、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会（以下「原賠審査会」という。）を置くことができる（同法18条1項）と定め、原賠審査会が処理する事務として、原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと、上記紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針

を定めること、上記の各事務を行うため必要な原子力損害の調査及び評価を行うこととされていることを掲げていること（同条2項）、同法16条1項が、「政府は、原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（中略）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行うものとする。」と定めていることは認める。

(b) 第2段落は認める。

(c) 第3段落について

第1文及び第2文（「中間指針は、…ものではないとしている。」）は認める。

第3文（「つまり、…根本的な問題を抱えている。」）は争う。

(d) 第4段落について

第1文（「中間指針に対しては、…評価している。」）は認める。ただし、「月額10～12万円の慰謝料によって評価している。」は、正しくは、「月額10～12万円の慰謝料を目安としている。」である。

第2文（「これに対しては、…批判が強い。」）は争う。

(e) 第5段落について

原賠審査会のもとに原子力損害賠償紛争解決センターが設置されたことは認める。なお、同センターが設置されたのは、平成23年8月である。

(f) 第6段落について

原子力損害賠償支援機構（以下「原賠支援機構」という。）が設立され、被告東電に資金交付をしていることは認める。なお、

同機構が設立されたのは、同年9月である。

(g) 第7段落について

否認する。原賠審査会が平成23年8月5日に策定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」(以下「中間指針」という。)においては、政府が避難区域と指定した地域以外からの避難者についての損害賠償についても言及されている。また、中間指針を策定する過程で自主的避難者に係る損害については引き続き検討することとされ、原賠審査会は平成23年10月から自主的避難等対象者に対する損害賠償を検討している。

b 「イ 中間指針第1次追補の内容」について

原賠審査会が平成23年12月6日に「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針追補(自主的避難等に係る損害について)(第一次追補)」(以下「中間指針第1次追補」という。)を策定したことは認め、その余は否認する。中間指針第1次追補においては、自主的避難等対象区域内に住居があった者を自主的避難等対象者とし、そのうち、①子供及び妊婦については、本件事故発生から平成23年12月末までの損害として一人40万円、②その他の者については、本件事故発生当初の時期の損害として一人8万円を目安とするとしているのであって、原告らが主張するような損害の態様を類型化したものではない。

(4) 「(2) 被告東京電力」について

a 「ア 中間指針第1次追補が発表されるまで」について

被告東電が平成23年4月以降、福島第一発電所事故に伴う避難者に対し、仮払補償金の支払を開始したこと、同年8月5日に原賠

審査会が中間指針を策定したこと、原賠支援機構が設立されたこと、被告東電が同年9月に上記仮払補償金の受付を打ち切り、原賠法に基づく損害賠償請求の受付を開始したこと、被告東電が同年9月に作成し避難者に送付した請求書に合意書の案文が添付されており、それには清算条項が記載されていたこと、請求書には精神的損害賠償等の請求額が印刷されていたこと、被告東電が請求に当たって裏付け資料の提出を求めていたこと、被告東電と原賠支援機構との連名で作成した特別事業計画において原告ら指摘の記載があることは認め、その余は、相被告である被告東電に対する主張であり、認否の限りでない。

b 「イ 中間指針第1次追補発表後の被告東京電力の賠償状況」について

(a) 第1段落～第3段落について（表を含む。）

被告東電が、平成24年2月28日付け「自主的避難等に係る損害に対する賠償の開始について」において、福島第一発電所事故発生時に自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者に対し、原告ら指摘の賠償の支払をする旨の報道発表をしたことは認める。

(b) 第4段落～第6段落について

被告東電が、同年12月5日付け「自主的避難等に係る損害に対する追加賠償について」において、福島第一発電所事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった者に対する賠償として、原告ら指摘の精神的損害等に関する賠償（一人当たり8万円）又は追加的費用等に対する賠償（一人当たり4万円）の支払をする旨の報道発表をしたことは認める。

(ウ) 「(3) 被告東京電力の賠償に対する評価」について

被告東電に関する主張であり、かつ原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

4 「第3章 損害論」(訴状41ページ)について

(1) 「第1 被害実態」(訴状41ページ)について

ア 「1 福島県いわき市の地域性」(訴状41ページ)について

おおむね認める。

イ 「2 本件事故による地域の放射性物質汚染」(訴状41ページ)について

(ア) 「(1) 本件事故による放射能汚染」について

- a 第1段落は、福島第一発電所事故により放射性物質が外部環境に放出されたことは認める。
- b 第2段落は、原子力安全・保安院が、平成23年4月12日時点において、福島第一発電所事故をINESでレベル7と暫定評価したこと、スリーマイルアイランド原子力発電所事故がINESでレベル5と評価されていること、チェルノブイリ原子力発電所事故がINESでレベル7と評価されていることは認める。
- c 第3段落は認める。ただし、「(セシウム137換算で広島原爆の約16.8発分)」とある部分は、原子力安全・保安院が発表した内容ではない。
- d 第4段落は、福島第一発電所事故により放射性物質が大気、土壌、地下水、河川、海洋などの環境中に放出されたこと、放出された放射性物質による環境の汚染が現在もなお継続している地域があることは認める。
- e 第5段落は、国会事故調査報告書に、推計として、福島第一発電所事故で大気中に放出された放射性物質の総量が、ヨウ素換算(国際原子力指標尺度【INES評価】)にして約900PBq(ペタ

ベクレル, ヨウ素: 500PBq, セシウム137: 10PBq)とされており, チェルノブイリ原子力発電所事故におけるINES評価5200PBqと比較して約6分の1の放出量になるとの記載がある(同報告書329ページ)という限りで認める。

f 第6段落は, 訴状記載の放送番組で, 原告ら指摘の報道がされたことは認める。

(イ) 「(2) いわき市の放射線測定値」について

a 第1段落(「福島県」)は認める。

b 第2段落は不知。

c 第3段落は, 訴状記載の新聞に原告ら指摘の記事が掲載されていることは認める。しかし, 同記事は, 測定時刻が記載されておらず, また, 一部は1月30日のデータを含むとされている。

d 第4段落について

一般論として, 放射線による汚染が距離に応じて比例的に広がるものではないこと, 地域ごとに均等に汚染されるものではないこと, 同じ地域でも, 計測する場所, 計測の仕方によって異なる数値が現れることは認め, いわき市災害対策本部により公表されている放射線量よりも高線量の放射線量を計測している場所があることは不知。

e 第5段落(「たとえば…」)は, 原告ら指摘のホームページにおいて, 独自に測定された放射線量が公表されていることは認め, その余は不知。

f 第6段落(44ページ1行目～46ページ下2行目)について

ア～キのうち, 布施研究室の測定結果については, 原告らの指摘のホームページに放射線量が公表されていることは認め, その内容は不知。以下では, 「いわき市災害対策本部の測定値」について認否する。

(a) 「ア 2011(平成23)年7月13日」について

「もっとも低い値だったのが勿来支所の午前10時計測の0.10 μ Sv/hであった。」との点は否認し、その余は認める。最も低い値は、小名浜支所の午前10時、地表から1mで計測の0.07 μ Sv/hである。

(b) 「イ 2012(平成24)年9月5日」について

認める。

(c) 「ウ 2012(平成24)年9月22日」について

認める。ただし、もっとも低い値としては、さらに、小名浜支所の地表から1cmで計測の0.09 μ Sv/hがある。

(d) 「エ 2012(平成24)年9月25日」について

認める。

(e) 「オ 2012(平成24)年10月12日」について

認める。

(f) 「カ 2012(平成24)年10月15日」について

認める。

(g) 「キ 2012(平成24)年10月24日」について

認める。

g 第7段落(「このように…危険である。’)は、原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(ウ) 「(3) 小活」(なお「小活」は「小括」の誤記と思われる。)について

a 第1段落について

第1文(「そもそも、…止まっている。’)は、放射線量の計測がモニタリングポストのみで行われているとの点は否認し、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。放射線

量の計測は、モニタリングポストでの計測のほか、航空機モニタリング等が行われている。

第2文（「したがって、…分からない。」）は、原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

第3文（「そして、上記のように…異なる。」）は、一般論として計測される放射線量が場所や天候によって異なることは認める。

第4文（「しかも、…ところもある。」）は否認する。モニタリングポストを設置する際、ある程度安定した地盤を作成する必要があることから、コンクリートや金属板を敷く事があるが、それは除染のためではなく、機器の安定面を考慮してのものである。

b 第2段落について

第1文（「したがって、…できない。」）は、原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

第2文（「まして、…放射能汚染が継続している。」）は、福島第一発電所事故により、現在も放射性物質が放出されていることは認め、その余は本件の個別の原告らとの関係では不知。

○ 第3段落は、本件の個別の原告らとの関係では不知。

ウ 「3 事故直後の時期における被害」（訴状47ページ）について

原告らが本件訴訟において訴求する被告国に対する損害賠償請求権の発生要件である損害は、原告らごとにその存否や内容を判断すべきものである。

以下、本件の個別の原告らとの関係で必要と認める限りで認否する。

(7) 「(1) 情報不足の中の初期避難の混乱と恐怖」について

a 第1段落について

第1文（「福島県は、…異なる。」）は認める。

第2文（「本件事故は、…事故であった。」）は、福島第一発電所

事故が浜通りと呼ばれる地域で生じたこと、いわき市が福島第一発電所の南約40キロメートルに位置すること、同事故によりいわき市在住の住民が混乱する事態が生じたことは認める。

b 第2段落について

第1文（「2011（平成23年）…（その後屋内退避区域に指定）。」）は認める。

第2文（「さらに、…放出された。」）は、平成23年3月14日、福島第一発電所3号機で水素爆発が発生し、放射性物質が外部環境中に放出されたことは認め、その余は原告らの評価にわたる部分であるため認否の限りでない。

第3文（「福島第一原発…に陥った。」）は、いわき市が福島第一発電所の南約40キロメートルに位置することは認め、その余は個別の原告らとの関係では不知。

c 第3段落について

第1文（「避難可能な住民は、…実施した。」）は、一般論として、自主的避難をした者がいることは認め、本件の個別の原告らとの関係では不知。

第2文（「しかし、被告東京電力からも…されなかった。」）は、被告国が自主避難者に対し避難する方向を示さなかったこと、放射性プルームの現在地についての情報を提供しなかったことは認め、放射線から防護する方法及び周辺の放射線量についての情報を全く提供しなかったとする原告らの主張は否認する。被告国は放射線から防護する方法及び福島第一発電所周辺の放射線量に関する情報は提供していた。しかし、東北地方太平洋沖地震の影響等により原子力安全基盤機構が運用している緊急時対策支援システム（ERSS）が使用できず、同機構から放出源情報を入手することができなかつ

たため、被告国は緊急時迅速放射能影響予測ネットワークシステム（SPEEDI）による放射能影響予測を行うことができず、避難する方向等についての情報を示すことができなかつた。

第3文～第5文（「このように…数多くいたのである。」）は、本件の個別の原告らとの関係では不知。

d 第4段落について

第1文（「いわき市広報公聴課…実施した。」）は、いわき市行政経営部広報公聴課が実施した「災害時の情報提供等に関するアンケート調査」（平成24年7月16日～同月31日）において、避難したとの回答が回答件数の約5割であったことは認める。

第2文及び第3文（「同じ浜通り…圧倒的に多い。」）は不知。

第4文（「これは、…大きい。」）は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

第5文～第7文（「福島第一原発…自主避難へと駆り立てたのである。」）は、福島第一発電所が浜通り地方の中央に位置し、同地方の北側に相馬市及び南相馬市、南側にいわき市がそれぞれ位置すること、いわゆる中通り地方が浜通り地方と阿武隈山地等で隔てられていること、浜通り地方において、いわき市と福島第一発電所とを隔てる山地等が存在しないことは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

e 第5段落は、本件の個別の原告らとの関係では不知。

(イ) 「(2) 避難を実施した者の避難中の被害」について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

(ロ) 「(3) 残留した原告らの恐怖と不安」について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

エ 「4 初期避難期間終了後の継続的被害」（訴状54ページ）につい

て

本件の個別の原告らとの関係では不知。継続的不法行為を受けているとの主張（訴状56ページ1行目）は争う。

なお、「(3) 賠償の名に値しない一律払い」（訴状59ページ）については、被告東電は、被告国の中間指針第1次追補を踏まえ、福島第一発電所事故発生当時、自主的避難等対象区域内に生活の本拠としての住居があった者に対し、「自主的避難等に係る損害」として、18歳以下であった者（誕生日が平成4年3月12日～平成23年12月31日である者）及び妊娠していた者（平成23年3月11日～同年12月31日の間に妊娠していた期間がある者）については、平成23年3月11日から同年12月31日を対象期間として一人当たり40万円（自主的避難をした場合は、さらに一人当たり20万円を加算）、上記以外の者については、平成23年3月11日から同年4月22日までを対象期間として一人当たり8万円をそれぞれ支払い（平成24年2月28日付け「自主的避難等に係る損害に対する賠償の開始について」）、また、中間指針第1次追補及び「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第二次追補（政府による避難区域等の見直し等に係る損害について）」（以下「中間指針第2次追補」という。）を踏まえ、平成24年1月1日から同年8月31日までの間に18歳以下であった期間又は妊娠していた期間がある者について、同期間における「精神的損害等に対する賠償」として一人当たり8万円、福島第一発電所事故発生時に自主的避難等対象区域に生活の本拠としての住居があった者について、「追加的費用等に対する賠償」として一人当たり4万円を支払っている（平成24年12月5日付け「自主的避難等に係る損害に対する追加賠償について」）。

オ 「5 放射線被ばくの危険－生命身体への侵害に対する不安」（訴状

60ページ) について

本件の個別の原告らとの関係では不知。人を含む生体に対する放射線被ばくの影響については、今後整理して主張する予定であり、審理の状況に応じて認否する。

なお、「(2)ウ ヨウ素131の影響」(訴状62ページ)の記載のうち福島県の県民健康管理調査に係る記載については、福島県「県民健康管理調査」検討委員会が、平成25年2月13日、福島県の18歳以下の子ども約3万8000名のうち、3名が甲状腺がん罹患しており、7名にその疑いがあると公表したことは認める。

同検討委員会における専門家の見解によれば、一般に小児甲状腺がんは極めて緩やかに進行するものと言われているところ、平成25年2月13日で公表した資料中の検査結果において、福島第一発電所付近の子どもたちのうち、小児甲状腺がんと診断されたのは、原発事故後間もない時期である平成23年度受診者からのものであること等の理由から、原発事故によるものとは考えにくいとしている。

カ 「6 「地域力の低下」という複合的被害」(訴状65ページ) について

本件の個別の原告らとの関係では不知。

(2) 「第2 被侵害利益」について(訴状71ページ) について

ア 「1 被侵害利益としての平穏生活権」(訴状72ページ) について

(7) 「(1) 原告らの被害は、平穏に生活する権利の侵害である」について

本件の個別の原告らとの関係では不知。「放射性物質によって汚染されていない環境において平穏に生活する権利」が侵害されていると主張する点は争う。

(イ) 「(2) 判例上認められてきた平穏生活権」について

- a 第1段落及び第2段落は争う。原告らが引用する東京高等裁判所昭和62年7月15日判決（判例時報1245号3ページ。横田基地夜間飛行禁止等請求控訴事件）は、「人格権という言葉は、法律用語として必ずしも熟しているものということとはできない」とした上で、「本件に即していえば、人は人格権の一種として、平穏安全な生活を営む権利（以下、仮に、平穏生活権又は単に生活権と呼ぶ。）を有しているというべきであって、騒音、振動、排気ガスなどは右の生活権に対する民法709条所定の侵害であり、これによって生ずる生活妨害（この中には、不快感等の精神的苦痛、睡眠妨害及びその他の生活妨害が含まれる。）は同条所定の損害というべきである（右の生活権は、身体権ないし自由権を広義に解すれば、それらに含まれているともいえるが、それらと区別して右に述べたような意味で使うこととする。これは被害の態様からみると身体傷害にまでは至らない程度の右のような被害に対応する権利である。）」（ゴシック体の部分は引用者による。）と判示しているにすぎないのであり、本件において原告らの主張する何らかの権利の根拠となるものではない。
- b 第3段落は、仙台地方裁判所平成4年2月28日決定（判例時報1429号109ページ）が、原告らが引用する内容の判示をしていることは認めるが、その余は争う。同決定は、債務者がその所有地に産業廃棄物最終処分場を完成させたところ、同土地の周辺住民らが、水質汚濁等を理由に、生活環境権、人格権若しくは財産権に基づく差止請求権又は不法行為の差止請求権を被保全権利として、同処分場の使用操業差止めの仮処分を申請した事案に係るものであり、本件において原告らの主張する何らかの権利の根拠となるものではない。
- c 第4段落は、原告らが指摘する各決定例及び判決例が、人格権の一内容として生命・健康に危険のない質の飲料水・生活用水を確保

する権利等に触れていることは認める。ただし、上記の決定例は、いずれも上記bと同様、産業廃棄物処分場の建設禁止等を求める仮処分申立事件であり、御庁平成13年8月10日判決は、原告の産業廃棄物処分場の操業停止請求等が棄却された事案であって、いずれも本件とは事案を異にするから、本件において原告らの主張する何らかの権利の根拠となるものではない。

d 第5段落及び第6段落は争う。

(ウ) 「(3) 身体に接続するという特質」について争う。

(エ) 「(4) 継続的に発生するという特質」について争う。

イ 「2 小括」(訴状74ページ)について争う。

(3) 「第3 慰謝料」(訴状74ページ)について争う。

5 「第4章 被告らの責任」(訴状77ページ)について

(1) 「第1 被害の甚大性と被告らの高度の注意義務」(訴状77ページ)について

ア 「1 核兵器技術から派生した原子力発電の技術とその危険の大きさ」(訴状77ページ)について

原告らの被告国に対する損害賠償請求との関連が不明であり、原告らの意見や評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「2 原発事故が想像を絶する被害をもたらすことが予想されていたこと」(訴状78ページ)について

(7) 第1段落について

第1文(「原子力発電は…もたらされる。’)は、否認ないし争う。原子

力発電所の事故は、その内容・程度を問わず、甚大な被害をもたらすわけではない。

第2文（「世界の原子力開発を…1957年3月。」）は、昭和32年に米国原子力委員会が「公衆災害を伴う原子力発電所事故の研究」（原題「Theoretical Possibilities and Consequences of Major Accidents in Large Nuclear Power Plants」, WASH-740）を発表したことは認め、その余は不知。

(イ) 第2段落は不知。

(ロ) 第3段落は認める。なお、昭和32年度の一般会計歳出決算額は約1兆1876億7598万円である。

(ハ) 第4段落は、昭和35年に原子力発電所において事故が発生した場合の被害の推計が行われたという限りで認める。

(ニ) 第5段落について

第1文（「すなわち…とりまとめた。」）は認める。ただし、調査の目的は、原子力平和利用に伴う災害評価についての基礎調査を行い、原子力災害補償の確立のための参考資料とすることとされている。

第2文（「この試算は当時…前提としている。」）は、熱出力50万キロワットの原子炉について、原子炉に内蔵された放射性物質の0.02パーセント又は2パーセントが放出された場合を前提として試算がされているという限りで認める。

第3文（「その試算に際しては…限界があるものであった。」）は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(ホ) 第6段落について

第1文（「しかし…130万人であった。」）は、上記試算において、気象条件等の設定により変動はあるものの、人的被害について、最大で死亡720人、障害5000人、要観察130万人と試算されていること

は認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

第2文（「損害額に関しては…相当するものである。」）は、原告らのいう「当時の国家予算」を「昭和35年度の一般会計歳出予算」と解した上で、認める。昭和35年度の一般会計歳出予算額は、約1兆7651億6270万円である。

第3文（「こうした…想定できないものである。」）は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

ウ 「3 実際に発生した大事故とそれによってもたらされた被害の大きさ」（訴状79ページ）について

(7) 「(1) スリーマイル島原発事故」について

昭和54年3月28日、米国ペンシルバニア州スリーマイル島上にある原子力発電所2号機において、給水喪失から炉心損傷に至ったという、いわゆるスリーマイルアイランド原子力発電所事故が発生したこと、同事故における核燃料の損傷により放射性物質が一時冷却水中に漏出され、外部環境へ放出されたこと、同事故は、INESのレベルで5と評価されていることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

(1) 「(2) チェルノブイリ原発事故」について

昭和61年4月26日、ソ連ウクライナ共和国のチェルノブイリ原子力発電所4号機の原子炉出力が異常に上昇し、燃料の過熱、激しい蒸気の発生、圧力管の破壊、原子炉と建屋の構造物の一部破壊、燃料及び黒鉛ブロックの一部飛散、火災に進んで、放射性物質が外部環境に放出されるに至った事故が発生したこと、同事故はINESのレベルで7と評価されていること、同事故により、放射性物質がウクライナ、ベラルーシ、ロシア等へ放出されたこと、同発電所の作業員や消防隊員が急性の放射線症と診断されたこと、放射線防護の措置として同発電所周辺30

キロメートル圏内の住民の総計13万5000人が避難したと報告されていること、同発電所の周囲には、立入禁止区域があり、小児甲状腺がんの増加が認められることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

(ウ) 「(3) 二つの事故の教訓」について

原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

エ 「4 本件事故によっても原発事故の被害の巨大さが確認されたこと」(訴状80ページ) について

(7) 第1段落は、福島第一発電所事故が発生したことは認め、原告らの評価にわたる部分は、認否の限りでない。

(イ) 第2段落について

第1文(「政府の避難指示…余儀なくされた。’)は、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域として、福島県内の12市町村が指定されたこと(市町村の一部が指定されたものを含む。)は認め、その余は本件の個別の原告らとの関係では不知。

第2文(「放射性物質による…できない状況にある。’)は、本件の個別の原告らの関係では不知。

(ウ) 第3段落は、本件の個別の原告らとの関係では不知。

(エ) 第4段落は、東北地方太平洋沖地震における震災関連死の死者(復興庁は、震災関連死の死者を「東日本大震災による負傷の悪化等により亡くなられた方で、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、当該災害弔慰金の支給対象となった方」と定義している。)の数が、平成24年9月30日現在で、全国で2303人であり、そのうち、福島県が1121人であったこと、福島第一発電所事故から1年が経過した後に震災関連死となった40人のうち、35人が福島県における死者であったことは認め、その余は本件の個別の原告らとの関係では不知。

(オ) 第5段落は、平成23年3月25日に、近藤駿介原子力委員会委員長（当時）により、「福島第一原子力発電所の不測事態シナリオの素描」と題するレポートが提出されたこと、同レポートには、強制移転を求めるべき地域が170キロメートル以遠にも生じる可能性や、移転を希望する場合認めるべき地域が250キロメートル以遠にも発生することになる可能性があることが指摘されていることは認め、その余は本件の個別の原告らとの関係では不知。

オ 「5 原発事故の被害の特殊性と安全を確保すべき注意義務の程度について」（訴状81ページ）について

我が国の法制度上、原子力基本法、原子炉等規制法（ただし、正式名称は「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」であり、本答弁書では「炉規法」と略称している。）及び電気事業法において、「安全の確保」ないし「公共の安全」の確保が求められていることは認め、その余は原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(2) 「第2 原子力発電の導入と推進の主体となった被告国に求められる高度の注意義務」（訴状83ページ）について

ア 「1 国際原子力体制による枠付け」（訴状83ページ）について

核兵器の不拡散に関する条約（NPT）、非核地帯条約、二国間原子力協定が存在し、国際原子力機関（IAEA）による保障措置等により、国際社会が原子力・核に関する管理体制を敷いていることは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

イ 「2 被告国による原子力導入の経過」（訴状83ページ）について

(ア) 「(1) 第二次世界大戦後の日本の状況」について

昭和14年にウランの核分裂が発見されたこと、昭和22年1月に極東委員会が日本の原子力研究の禁止を決議したこと、昭和26年にサ

ンフランシスコ講和条約が締結されたことは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(イ) 「(2) 原子力予算の可決と原子力三法制定」について

a 第1段落は、昭和29年度予算として、原子力関係予算が計上されたこと、昭和30年11月14日に日米原子力研究協定が締結されたこと、同月30日に財団法人原子力研究所が発足したことという限りで認める。なお、同研究所は、原子炉の研究開発機関として発足したものである。

b 第2段落は認める。ただし、科学技術庁（当時）は、原子力委員会の庶務を処理するとともに、原子力研究所及び原子燃料公社に関する事務をつかさどることとされていた。

(ロ) 「(3) 長期計画の策定と外国技術の輸入による原子力発電の導入」について

a 第1段落は、事実関係については認め、評価にわたる部分は認否の限りでない。ただし、昭和31年9月6日に内定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」は、「原子力開発利用長期基本計画」が正しい。

b 第2段落について

第1文（「被告国は…導入を進めた。」）は、昭和34年、英国で開発された原子炉（コールダーホール型原子炉）の技術を取り入れた原子力発電所の建設を決定したこと、同時に米國が開発した軽水炉原子炉の導入を進めたことは認め、その余は否認する。

第2文～第4文（「そして…発電を開始した。」）は認める。なお、東海発電所において初めて発電に成功したのは昭和40年11月10日であるが、運転を開始したのは、昭和41年7月25日である。

c 第3段落は、原告らの意見又は評価にわたるものであるため、認否

の限りでない。

ウ 「3 被告国による統制を徹底する法制度」(訴状85ページ)について

(7) 柱書について

a 第1段落は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

b 第2段落は認める。

(イ) 「(1) 原子力基本法」について

a 「ア 原子力委員会」について

(a) 第1段落は、原子力基本法に原告らが引用する規定があることは認めるが、当該規定は同法4条ではなく同法5条である。福島第一発電所事故当時の同法4条は、「原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、内閣府に原子力委員会及び原子力安全委員会を置く。」と規定されていた。

(b) 第2段落は、原子力委員会が国の機関であることは認め、その余は否認する。原子力委員会に決定権限がある事項は、原告らが引用する原子力基本法5条のとおり、「原子力の研究、開発及び利用に関する事項(安全の確保のための規制の実施に関する事項を除く。)」である。

b 「イ 原子炉の管理」について

認める。ただし、「14条1項」とあるのは、「14条」の誤りであり、同条(原子力基本法14条)は「原子炉を建設しようとする者は、別に法律で定めるところにより政府の行う規制に従わなければならない。これを改造し、又は移動しようとする者も、同様とする。」と規定している。また、同法16条のうち、原告らが「前二条に規定する規制に従って」とする点は、「前二条に規定する規制に従つて」

が正しい。

○ 「ウ 核燃料物質の管理」について

認める。

(ウ) 「(2) 原子炉等規制法・電気事業法」について

○ 第1段落について

第1文(「被告国は…法制度を定めた。」)は、原子力基本法を受けて、炉規法及び電気事業法を通じて規制がされていること、経済産業大臣が、核原料物質及び核燃料物質の管理についての規制権限を有していることは認め、その余は争う。福島第一発電所事故当時の炉規法23条1項においては、原子炉を設置しようとする者は、原子炉の区分に応じて、政令で定めるところにより、同項各号に定める大臣の許可を受けなければならないとされ、同条3項において、文部科学大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣は、政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、あらかじめ原子力委員会及び原子力安全委員会の意見を聴かなければならないことが規定されていたものであり、経済産業大臣が全面的に規制を行うものとされていたものではない。

第2文(「また…定めた。」)のうち、炉規法及び電気事業法において、経済産業大臣が規制権限を有するものと定められていたことは認め、その余は争う。

○ 第2段落のうち、原子炉と核燃料物質の管理について被告国による法規制の下に置かれるものとされていることは認め、その余は争う。

エ 「4 被告国が原子力発電所建設を主体的かつ強力に推進してきたこと」(訴状87ページ)について

(イ) 「(1) 原子力委員会の長期計画」について

○ 第1段落は、原子力委員会が、原子力の研究、開発及び利用に関する行政の民主的な運営を図る目的で設置されているという限りで認め、

その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

b 第2段落は、「国策」の意味が不明であり、また、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

c 第3段落は、原子力委員会が、原告らが指摘する年にそれぞれ「原子力の研究、開発、及び利用に関する長期計画」（ただし、昭和31年については「原子力開発利用長期基本計画」）を策定したことは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(イ) 「(2) 海外からの技術導入と技術者養成」について

認める。

(ロ) 「(3) 被告国が損害賠償リスクを引受けたこと」について

a 第1段落について

第1文（「被告国は…制定した。」）は、昭和36年に原賠法が制定されたことは認め、その余は否認する。原賠法は、「原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もつて被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資すること」を目的として制定されたものであり（同法1条）、原子力発電導入の基礎作りの一環として制定されたものではない。

第2文（「同法は…こととした（16条）。」）は認める。ただし、同条において、政府が、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする定められているのは、「原子力損害が生じた場合において、原子力事業者（外国原子力船に係る原子力事業者を除く。）が第三条の規定により損害を賠償する責めに任ずべき額が賠償措置額をこえ、かつ、この法律の目的を達成するため必要があると認めるとき」である。

b 第2段落は争う。

(イ) 「(4) 被告国が電力会社に原子力発電事業を行わせてきたこと」につ

いて

a 「ア 政官財合作の商用炉建設方針」について

(a) 第1段落について

第1文（「原子力法の…存在しなかった。」）は、原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。もっとも、原子力開発利用長期基本計画（昭和31年9月6日内定）においては、「営業用動力炉の輸入または国産が予想される」とされており、「発電を目的とする実用原子炉の導入について」（昭和32年8月5日決定）においては、「導入すべき実用発電炉の形式、出力、導入の時期及び相手方等具体的な事項については、適当な時期に調査団を派遣しその結果をまっして経済的、技術的に十分検討の上、決定すべきである。」とされている。

第2文（「また、原子力利用準備調査会…示されていた。」）は、おおむね認める。なお、原子力利用準備調査会が原子力研究開発計画を決定したのは、昭和30年11月であり、同計画において、動力試験炉の計画が示されていたものの、「電気出力1万kw級」との記載はない。

(b) 第2段落は、初代原子力委員会委員長の正力松太郎が昭和31年1月に5年以内の原子力発電所の建設を目指す旨の談話を発表したことは認め、その余は不知。

(c) 第3段落は、英国原子力公社産業部長クリストファー・ヒントンの訪日を受け、昭和31年10月に原子力委員会が英国に調査団を派遣したこと、昭和32年1月に同調査団作成による調査報告書が発表されたことは認め、その余は不知。

(d) 第4段落は、昭和32年9月3日に政府が「実用発電炉の受入れ主体について」を閣議了解したこと、受入れ会社に対する出資

について、政府関係（電源開発株式会社）20%、民間80%（内訳はおおむね電力9社40%、その他一般40%）の比率をめどとすることとされたこと、同年11月1日に日本原子力発電株式会社が設立されたことは認め、その余は不知。

(e) 第5段落は不知。

(f) 第6段落は、原告らのいう「国策民営」の具体的内容が不明であるため、不知。

b 「イ 被告国の責任による原子力発電導入計画の推進」について

(a) 第1段落について

第1文（「原子力委員会は…打ち出した。」）は、昭和36年に原子力委員会が策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下「昭和36年長期計画」という。）において、「エネルギー源確保の安定化の面からもより安価なエネルギー源の開発およびその多様化をはかることが必要である。このため電力供給源として原子力発電に期待することは、大きな意義があるものとする。」、「発電1号炉および2号炉に引き続いて前期10年間には、後期への開発への足場としてさらに3基程度の発電炉の設置が期待される。」とされているという限りで認める。

第2文（「そして…ことを決定した。」）は、昭和36年長期計画において、「前期10年間における原子力発電開発規模は、発電1号炉・発電2号炉およびこれに引き続き建設されるものを合わせて電気出力約100万キロワット前後と考えるが、これらの建設は、電気事業者が協調してこれにあたることを期待するとともに、政府としては、その推進のために金融・税制その他において適切な施策を講ずる必要があると考える。」とされているという限りで認める。昭和36年長期計画は飽くまで指針を示したものであって、これにより

施策を講ずることを決定したものではない。

(b) 第2段落は認める。

o 「ウ 電力会社による原子力発電所の建設・運転開始」について

事実関係については、認める。ただし、中部電力が浜岡発電所1号炉の設置許可を申請したのは昭和45年である。

d 「エ その後の長期計画の展開」について

(a) 第1段落は、原子力委員会が昭和42年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下「昭和42年長期計画」という。）に、原告らが指摘する記述がされているという限りで認める。原告らが指摘する記述は、飽くまで見通しが示されたものにすぎないのであって、「数値目標を設定した」ものでも「軽水炉を採用する方針を示した」ものでもない。

(b) 第2段落は認める。

(c) 第3段落は、昭和42年長期計画において、「人材養成」として必要とされる科学技術者を列挙していること、大学学部、大学院の原子力専門学科又は専攻課程の増設、増員等を図り、科学技術者の所要数を確保することが必要であることが指摘されていること、養成訓練対策についての記述がされていることは認め、その余は否認する。昭和42年長期計画においては、原子力開発利用の進展に応じた必要となると見込まれる科学技術者の人数等を述べているものであって、「数値目標を立て」たものでも「こと細かく決定し」たものでもない。

(オ) 「(5) 小括」について

否認ないし争う。

オ 「5 被告国の包括的関与なしには企業活動が成り立たないこと」（訴状92ページ）について

(7) 「(1) 核燃料物質は被告国が全面的に管理」について

a 第1段落について

核燃料物質がなければ原子炉の運転はできないこと、一般論として、核燃料物質の調達及び管理、使用済み核燃料の貯蔵、再処理等につき被告国が管理していることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

b 第2段落について

高レベルの放射性廃棄物の最終処分については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律3条で規定される処理と異なり、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律に基づき、経済産業大臣が経済産業省令で定めるところにより、特定放射性廃棄物の最終処分に関する計画（以下「最終処分計画」という。）を定めなければならないこと、最終処分計画を定めるには、閣議の決定を経なければならないこと、原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）は、経済産業省令で定めるところにより、最終処分計画に従い、特定放射性廃棄物の最終処分の実施に関する計画を作成すること、機構が最終処分施設建設地の選定、施設の設置、処分の実施等を行うことは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

(1) 「(2) 経済活動としての自立性は全くない」について

否認ないし争う。

カ 「6 被告国も認める「国策民営」構造」（訴状93ページ）について

(7) 第1段落は、否認ないし争う。

(1) 第2段落は、エネルギー・環境会議が平成24年9月14日に決定した「革新的エネルギー・環境戦略」において、原告ら指摘の記述があるという限りで認める。

キ 「7 繰返される原発事故に対して被告国が「安全神話」を作出してき

たこと」(訴状93ページ)について

(7) 「(1) 外国における大事故と被告国による「安全神話」作出」について

a 柱書について

いわゆるスリーマイルアイランド原子力発電所事故及びチェルノブイリ原子力発電所事故が発生したことは認め、その余は否認ないし争う。

b 「ア 1978年長期計画」について

原子力委員会が昭和53年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(以下「昭和53年長期計画」という。)に、「第1章 原子力研究開発利用の基本方針」「2 安全の確保と原子力に対する国民の支持」という記載があり、そこに「原子力研究開発利用は、従来から安全の確保を大前提として進められてきたところであるが、原子力の安全性に対する国民の不安感は、まだ完全に払拭されているとはいえず、これが一部に見られる原子力発電に対する反対運動の契機となり、また原子力行政への不信の因ともなってきた。」、「そして、このような安全確保の上に立って、エネルギー問題解決のためには、原子力研究開発利用が不可欠であることについて、国民一般及び地域住民の理解を深めるとともに、様々な場を通じて、国民と地域住民の声を原子力政策に反映させることにより、原子力研究開発利用に対する広い国民的支持を得るものとする。」との記述があることは認め、その余は否認する。昭和53年長期計画においては、上記のとおり、安全の確保を大前提とした原子力研究開発利用に対する広い国民的支持を得ることとされているのであって、「原子力発電所の安全性」についての啓蒙活動の施策をとることを決定したものではない。

c 「イ 1982年長期計画」について

原子力委員会が昭和57年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下「昭和57年長期計画」という。）に、いわゆるスリーマイルアイランド原子力発電所事故に関する記載がないこと、昭和57年長期計画の「第3章 開発利用の進め方」「1. 原子力発電」「(1)安全確保対策」に「原子力発電所の安全確保には従来から万全を期してきたところであり、1966年に我が国で初めて商業用発電炉が運転を開始して以来、今日まで従業員に放射線障害を与えたり、周辺公衆に放射線の影響を及ぼすような事故・故障は皆無であるという実績からも、今日、原子力発電所の安全性は基本的に確立していると言える。」「電気事業者は、ささいな故障も国民の原子力発電に対する不安感を高める要因となることに鑑み、より一層運転管理を徹底するべきである。」との記述があることは認め、その余は否認ないし争う。昭和57年長期計画においては、原告らが引用する上記「今日、原子力発電所の安全性は基本的に確立していると言える。」の記述に続けて「しかしながら安全確保の努力は不断に行われるべきであり、今後の原子力発電の拡大に対応して安全確保対策を一層充実し、安全運転の実績を積み上げていく必要がある。」と述べるなど、安全確保対策を充実させることによって、国民に不安が生じることのないよう努めることとしたものであって、「安全確保対策」を国民に対する「不安を与えないための方策」にすり替えられたものではない。

d 「ウ 1987年長期計画」について

(a) 第1段落は、原子力委員会が昭和62年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」（以下「昭和62年長期計画」という。）に、「第1部 総論」「第1章 原子力開発利用の意義」「2 原子力開発利用の基本方針」「(2) 安全の確保」という記載があり、そこに「これまでに周辺公衆に影響を及ぼすような放射性物質放出

を伴う事故は皆無であり、この実績からも原子力の安全性は基本的に確保されている。このような我が国の優れた安全実績は海外諸国からも高い評価を受けている。」との記述があることは認め、その余は原告らの評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(b) 第2段落は、昭和62年長期計画に、「第2部 各論」「第1章 安全の確保」という記載があり、同章の「1 安全確保対策」に「発電用原子炉施設については、その安全性は基本的に確立しており、これまで優れた安全実績を示している。」、「なお、チェルノブイリ原子力発電所の事故に関しては、同事故の評価及び我が国の安全確保対策の現状調査等により、我が国において、現行の安全規制やその慣行を早急に改める必要のあるものは見出されず、また、防災体制及び諸対策を変更すべき必要性は見出されないことが明らかとなっている。」との記述があることは認め、その余は否認ないし争う。昭和62年長期計画においては、原告らが引用する上記「発電用原子炉施設については、その安全性は基本的に確立しており、これまで優れた安全実績を示している。」の記述に続けて、「しかしながら、これは事業者、国等の関係者の不断の努力によって維持・向上してきたものであり、今後ともこれらの努力を一層傾注することにより、引き続き原子力発電の安全確保に万全を期すこととする。」と原子力発電所の安全確保対策の必要性を述べ、さらに、原告らが引用する上記「また、防災体制及び諸対策を変更すべき必要性は見出されないことが明らかとなっている。」の記述に続けて、「しかしながら、従来から認識し実施されているシビア・アクシデント、人的因子、マン・マシン・インターフェイス等の研究の推進、各種指針の見直しの推進及び防災対策についてその内容を充実し、より実効性のある対策とすること的重要性が再認識されたことから、これらの施策

の実施を通じ、今後の我が国における安全性の一層の向上に資していくこととする。さらに、同事故は原子力の安全確保が世界各国の共通課題であり、各国が協力して原子力の安全を確保していくことの重要性を再認識させたという観点も踏まえ、安全確保に係る国際協力を積極的に推進するものとする。また、同事故に関する情報を含め原子力安全に係る情報の入手に積極的に努め、適宜、我が国の安全確保対策に反映させていくものとする。」と述べているのであって、「国民の不安をうち消すことしか書かれていない」と要約ないし評価できるものではない。

(イ) 「(2) 国内における原発事故・故障の多発に対しても被告国が「安全神話」を作出してきたこと」について

a 「ア 45年間で法律対象案件752件」について

認める。

b 「イ 原子力施設における重大事故」について

(a) 「(7) 1990(平成2)年 美浜2号機で非常用炉心冷却装置作動」について

平成3年2月9日(訴状96ページにおいて「1990(平成2)年」とあるのは「1991(平成3)年」の誤りと思われる。)、美浜発電所2号機において、運転中の原子炉が自動停止したこと、非常用炉心冷却装置が動作したこと、蒸気発生器伝熱管の損傷による一次冷却材の流出が原因であったこと、この事象により、放射性物質が外部に放出されたことは認め、その余は否認する。非常用炉心冷却装置が動作したのは美浜発電所2号機が初めてではない。また、上記事象についてINESを適用した場合には、レベル2に相当すると推定されているが、我が国がINESによる評価尺度の適用を開始したのは平成4年8月1日以降であり、同事象の当時は日本独

自の原子力発電所事故・故障等評価尺度が適用され、同評価尺度ではレベル3とされている。なお、微量の放射性物質が外部に放出されたが、発電所敷地内外に設置されている放射線監視装置の指示値は通常と変化なく、外部に対する放射能の影響はないとされている。

(b) 「(イ) 1995 (平成7) 年 「もんじゅ」ナトリウム漏洩事故」
について

認める。

(c) 「(ウ) 1997 (平成9) 年 動燃東海事業所で火災爆発事故」
について

認める。

(d) 「(エ) 1999 (平成11) 年 JCO臨界事故」について

Ⅰ 第1段落～第3段落は、「施設内にいた従業員」を「事故対策作業に従事した日本原子力研究所及び核燃料サイクル開発機構の職員」と解した上で認める。

Ⅱ 第4段落は否認ないし争う。

(ウ) 「(3) 1994年長期計画は「安心感の醸成」努力を強調」について

原子力委員会が平成6年6月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(以下「平成6年長期計画」という。)を策定したこと、平成6年長期計画では原子力開発利用の大前提として安全の確保が位置づけられていること、平成6年長期計画の「第2章 我が国の原子力開発利用の在り方」「2. 原子力開発利用の大前提」「(2)安全の確保」に、「原子力にも潜在的には危険性がありますが、現在までに培った知識や技術と安全優先の思想により、これを十分制御することができます。現に、我が国の原子力施設については、その安全は十分に確保されており、これまで周辺公衆に影響を及ぼすような放射性物質の放出を伴う事故は皆無です。」、「高度な「原子力安全文化」を築き上げていきま

す。』、「安全水準の向上が必ずしも国民の安心感につながらないという実態も踏まえなければなりません。安全運転実績を地道に積み重ねることを基本に安心感の醸成に努めていきます。」との記述があることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。

(エ) 「(4) 2000年長期計画」について

原子力委員会が平成12年11月24日に新たな「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(以下「平成12年長期計画」という。)を策定したこと、平成12年長期計画に「事故・トラブルに備え、我が国の自然条件を踏まえた耐震設計など重層な安全設計と安全管理の体制がとられている。」との記述があることは認め、原告らの評価にわたる部分は認否の限りでない。なお、平成12年長期計画においては、上記の記述に続けて、「他方、放射線は五感では感じるできないこと、健康への影響が分かりにくいこと、また、安全確保の仕組みが外から見えにくいことなど、一般の人々にとっては事故・トラブルが発生した場合の影響や危険の度合いが分かりにくいことに加え、チェルノブイル原子力発電所事故における被害の深刻かつ重大さ、また、ウラン加工工場臨界事故の体験などから、人々の原子力の安全性に対する不安感は大きい。国及び原子力事業者は、事故原因の徹底究明に基づき再発防止策を講ずることはもとより、安全性向上のための技術開発の努力を怠らず、安全確保に最優先で取り組んでいくとともに、万一の事故発生に備えて災害対策を整備しておくことが最も重要である。」と述べている。

(オ) 「(5) 被告国は震災対策でも「安全神話」について

- a 第1段落及び第2段落は認める。
- b 第3段落は認める。ただし、火災を起こした変圧器は、外部電源用だけではなく、発電所内で発生させた電力を施設内で使うために用意された油入風冷式変圧器である。また、「微量の放射性物質の漏洩が検

出された」とあるのは、正しくは、「放射性物質を含む水が6号機原子炉建屋3階及び中3階の非管理区域に漏洩し、その後、その水の一部が海に放出された」であり、上記変圧器の火災とは関連はない。

ク 「8 小括」(訴状99ページ)について

否認ないし争う。

(3) 「第3 被告国の責任」(訴状99ページ)について

ア 「1 はじめに」(訴状99ページ)について

(7) 第1段落は認める。

(イ) 第2段落は、原告らがかかる請求をしていることは認め、その当否は争う。

(ウ) 第3段落は、原告らが主張する規制権限不行使の違法性に関する判断枠組みについては、後記第4の2において述べるが、詳細については追って主張する。

(エ) 第4段落は認否の限りでない。

イ 「2 経済産業大臣が実用発電用原子炉の安全の確保に関して強力な規制権限を有すること」(訴状100ページ)について

(7) 「(1) 原子力基本法等の原子炉の安全性確保に関する法規制の体系」について

a 第1段落について

原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

b 第2段落について

被告国が昭和30年に原子力基本法を制定したことは認める。ただし、同法の目的は、「原子力の研究、開発及び利用を推進することによつて、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もつて人類社会の福祉と国民生活の水準向上

とに寄与すること」である。

o 第3段落について

原子力基本法2条が、基本方針として、「原子力の研究、開発及び利用は、平和の目的に限り、民主的な運営の下に、自主的にこれを行うものとし、その成果を公開し、進んで国際協力に資するものとする。」と規定していること、昭和53年法律第86号による改正後の同法4条が、原子力の研究、開発及び利用に関する国の施策を計画的に遂行し、原子力行政の民主的な運営を図るため、「総理府」に「原子力委員会及び原子力安全委員会」を設置すると定め、同法5条2項が「原子力安全委員会は、原子力の研究、開発及び利用に関する事項のうち、安全の確保に関する事項について企画し、審議し、及び決定する。」と定めていることは、認める。

d 第4段落について

昭和32年に炉規法が制定されたこと、同法が原子力基本法の本質にのっとり、公共の安全を図るなどのために必要な規制を行うことを目的としていることは認め、その余は否認する。制定当時の炉規法1条は、「この法律は、原子力基本法（昭和三十年法律第百八十六号）の本質にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保し、あわせてこれらによる災害を防止して公共の安全を図るために、製錬、加工および再処理の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関して必要な規制を行うことを目的とする。」と規定されており、「貯蔵」、「廃棄」の事業は規定されていなかった。

e 第5段落について

昭和39年に電気事業法が制定されたことは認め、その余は否認する。制定当時の同法1条は、「この法律は、電気事業の運営を適

正かつ合理的ならしめることによつて、電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図るとともに、電気工作物の工事、維持及び運用を規制することによつて、公共の安全を確保することを目的とする。」と規定されていた。

f 第6段落について

認否の限りでない。

(イ) 「(2) 原子力基本法等の趣旨・目的」について

a 柱書について

原子力基本法、炉規法、電気事業法の目的が上記（原子力基本法につき上記(ア) b, 炉規法につき同 d, 電気事業法につき同 e）のとおりにあること、原子炉の設置等について法律による規制がされていることは認め、その余は否認ないし争う。

b 「ア 原子炉の設置に関する法規制」について

平成14年以降、原子力規制委員会設置法（平成24年法律第47号）制定前のものであること（なお、本準備書面における各種法令の内容に係る認否につき、以下同じ）を前提としておおむね認める。ただし、原子炉施設については、原子力安全委員会の核燃料安全専門審査会の下で安全審査が行われることはない。

c 「イ 実用発電用原子炉の使用等に関する法規制」について

おおむね認める。ただし、電気事業法47条において認可の対象とされているのは「工事の計画」である。また、技術基準の内容は、同法39条2項1号だけでなく、同項2～4号に掲げるところにもよらなければならないとされている。

(ウ) 「(3) 経済産業大臣が有する規制権限」について

a 「ア 適切な技術基準を定める権限」について

電気事業法39条1項が「事業用電気工作物を設置する者は、事

業用電気工作物を経済産業省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。」と定め、同条2項本文が、「前項の経済産業省令は、次に掲げるところによらなければならない。」とし、同項1号において「事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。」と定めていることは認め、その余は原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。ただし、技術基準の内容が同項2～4号に掲げるところにもよらなければならないとされていることは上記(イ) cのとおりである。

b 「イ 適切な技術基準への適合性を確保させる権限」について認める。

c 「ウ 規制権限行使のあり方」について争う。

なお、原告らの主張の補充を待つて、反論を行う予定である。

ウ 「3 被告国の規制権限不行使の違法」(訴状104ページ)について

(7) 「(1) 本件における主務大臣の規制権限不行使の違法性を判断する基準」及び「(2) 原子力発電所の重大な事故がもたらす法益侵害の重大性」について

原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(イ) 「(3) 行使することが期待された規制権限の内容」について争う。

(ウ) 「(4) 予見可能性の存在」について

a 柱書について

争う。

- b 「ア 全電源喪失による炉心溶融事故の発生に関する知見」について
- (a) 第1段落は認否の限りでない。
 - (b) 第2段落は認める。
 - (c) 第3段落のうち、第1文及び第2文（「このうち…必要がある。」）は認める。第3文（「この冷却に失敗すると…至ることとなる。」）は、その可能性があるという限度で認める。
 - (d) 第4段落のうち、原子炉を冷却するための過程として、炉心に供給される冷却材（水）が炉心の熱を吸収し、熱を吸収した冷却材が循環する中で最終ヒートシンクにより除熱されることは認め、冷却材を循環させるための動力として電力が不可欠であることは否認する。福島第一発電所の原子炉には、例えば、電気ではなく原子炉内で発生した蒸気でタービンを駆動して原子炉内に注水する原子炉隔離時冷却系（RCIC。訴状26ページ参照）のように電源を要しない冷却装置があるため、冷却材の循環に動力源として電力が不可欠とまでは必ずしもいえない。
 - (e) 第5段落のうち、最終ヒートシンクにおいて冷却水が除熱されること、海水により冷却するためには、海水を採取する必要があることは認め、動力源として電力が不可欠であることは否認する。
 - (f) 第6段落は、炉心の冷却を継続的かつ安定的に行うために、炉心の状態（温度、圧力、水位等）を各種測定機器によって把握する必要があることは認める。
 - (g) 第7段落は否認ないし争う。
- c 「イ 津波に伴う浸水によって全電源喪失となりうることの予見可能性」について
- (a) 第1段落のうち、米国内の原子力発電所において内部溢水（発

電所内に設置される設備の破損及び系統の作動が原因で液体が流出すること、又はその液体それ自体を指す。なお、津波は、外部溢水の種類であり、内部溢水とは区別されている。) に対する設計脆弱性の問題が提起されたことや、スマトラ沖地震の津波によるインドのマドラス原子力発電所の海水ポンプ浸水事故等を契機として、原子力安全・保安院と原子力安全基盤機構が、溢水勉強会を設置したこと(ただし、設置時期は平成18年1月である。)、溢水勉強会に電気事業連合会及び各電気事業者が参加していたことは認める。

(b) 第2段落のうち、国会事故調査報告書(84ページ)に、同年5月11日の溢水勉強会において、被告東電が、福島第一発電所5号機の想定外津波について検討状況を報告し、その際、「O. P. +10m」の津波が到来した場合、非常用海水ポンプが機能喪失し炉心損傷に至る危険性があること、また、「O. P. +14m」の津波が到来した場合、建屋への浸水で電源設備が機能を失い、全電源喪失に至る危険性があることが示された旨の記載があることは認める。原告らの主張が上記溢水勉強会において、福島第一発電所付近に津波が到来する可能性の有無・程度に関する知見が得られたとの趣旨であれば(訴状111ページ参照)、これを否認ないし争う。

(c) 第3段落は否認ないし争う。

d 「ウ 巨大地震とそれに伴う津波についての予見可能性」について

平成7年に阪神淡路大震災を契機として設置された地震調査研究推進本部の地震調査委員会が、平成14年7月、「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」(以下「『長期評価』」

という。)を公表したこと、「長期評価」の中の「2-1 過去の地震について」「(2) 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震(津波地震)」に、「日本海溝付近のプレート間で発生したM8クラスの地震は17世紀以降では、1611年の三陸沖、1677年11月の房総沖、明治三陸地震と称される1896年の三陸沖(中部海溝寄り)が知られており、津波等により大きな被害をもたらした。」との記載があること、同「2-2 次の地震について」「(2) 三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間大地震(津波地震)」に、「M8クラスのプレート間の大地震は、過去400年間に3回発生していることから、この領域全体(引用者注、ここにいう「この領域全体」は、「三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間」を指すのであり、「福島県沖」や「房総沖」に限定しているわけではない。)では約133年に1回の割合でこのような大地震が発生すると推定される。ポアソン過程により(発生確率等は表4-2に示す。)、今後30年以内の発生確率は20%程度(中略)と推定される。」「次の地震も津波地震であることを想定し、その規模は、過去に発生した地震の M_t 等を参考にして、 $M_t 8.2$ 前後と推定される。」(ただし、「長期評価」の「表4-2」には、上記の「 $M_t 8.2$ 」について、「過去発生した地震の M_t 等を参考にして判断した。津波地震であるため M は M_t より小さい」との記載もある。)との記載がある限度で認める。なお、「長期評価」においては、 $M_t 8.2$ 前後の地震について「福島県沖」や「房総沖」に限定して「今後30年以内の発生確率は20%程度と推定される」との記載はない。

- e 「エ その後の地震及び津波に関する知見の進展」について
 - (a) 「(7) 被告東京電力による三陸沖津波源による想定津波の推計

(2008年)」について

i 第1段落及び第2段落(「被告東京電力は…15.7メートル」)は、国会事故調査報告書(88, 458ページ)に原告らが指摘する記載があることは認める。

ii 第3段落(「上記の試算は、…波高であった。」)は、原告らの意見ないし評価にわたるものであるため、認否の限りでない。

(b) 「(イ) 貞観津波に基づく波高の推計(2008年)」について

第1文(「被告東京電力は…入手した。」)は、被告東電作成の平成24年6月20日付け「福島原子力事故調査報告書」(21ページ)に原告らが指摘する記載があることは認める。

第2文(「貞観津波とは…同規模とされる。」)は否認する。貞観津波に関する知見は、現在でも定まっていない。

第3文(「被告東京電力は…結果を得た。」)は、政府に設置された東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会作成の平成23年12月26日付け「中間報告」(以下「政府事故調査中間報告書」という。)(398ページ)に、原告ら指摘の記載があることは認める。なお、同404及び405ページには、平成23年3月7日に被告東電が原子力安全・保安院に対して「貞観津波に関する佐竹論文の断層モデルを用いた場合、それぞれ福島第一原発で8.7mから9.2mまで、福島第二原発で7.8mから8.0mまで(中略)となることを説明した。」との記載されている。

(c) 「(ウ) 貞観津波を考慮すべきとの指摘」について

平成21年6月に開催された総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会耐震・構造設計小委員会地震・津波、地質・地盤合同ワーキンググループにおいて、岡村行信委員が貞観津波の存

在を指摘したことは認める。

(d) 「(イ) 被告国への貞観津波に基づく波高推計の報告(2009年9月)」及び「(オ) 被告国内部における貞観津波に基づく波高の推定結果の軽視」について

政府事故調査中間報告書(401~403ページ)に、原告ら指摘の記載があることはおおむね認める。

f 「オ 全電源喪失による炉心溶融事故発生の予見可能性についてのまとめ」について

争う。

(I) 「(5) 結果回避可能性の存在」及び「(6) 規制権限行使への期待可能性を基礎づける事実」について

争う。

エ 「4 小括」(訴状114ページ)について

争う。

(4) 「第4 被告東京電力の責任」(訴状115ページ)について

相被告である被告東電に対する主張であり、認否の限りでない(ただし、今後、必要に応じて、被告国において第4記載の事実についての反論を行う場合があることを留保する。)

(5) 「第5 本件事故による被害拡大についての被告国及び被告東京電力の責任」(訴状128ページ)について

ア 「1 被告東京電力の情報提供義務違反」(訴状128ページ)について

相被告である被告東電に対する主張であり、認否の限りでない。

イ 「2 被告国の情報提供義務違反」(訴状131ページ)について

争う。

(6) 「第6 被告国及び被告東京電力の共同不法行為」(訴状134ページ)

について

争う。

6 「第5章 結語」(訴状136ページ)について

争う。

第4 求釈明

1 求釈明事項

本件訴訟において、原告らは、被告国の国家賠償法(以下「国賠法」という。)1条1項に基づく損害賠償の責任原因として、要旨、①被告国は、電気事業法に基づき、津波に対する原子炉の安全を確保し得る新たな技術基準を定めた上で、この新たな技術基準に基づいて同法40条所定の技術基準適合命令・停止命令を発令する措置を怠ったことの違法性(規制権限不行使の違法)、②原子力災害対策特別措置法に基づき、避難の要否及び方法の検討に必要な情報の提供をすべきであったのにこれを怠ったことの違法性を主張しているものと思われるが、被告国は、上記①②の責任原因をいずれも争うものであり、それぞれについて被告国の主張(反論)を行う予定であるが、その前提として、後記のとおり、釈明を求める。

(1) 原告らが訴状104～105ページ(第4章、第3の3(1))で主張する被告国の規制権限不行使の違法を判断する基準は、いかなる根拠に基づいて導かれるのか明らかにされたい。

また、原告らの主張する上記判断基準は、後記2(1)に列挙した各最高裁判例の示す判断基準といかなる関係に立つのか、明らかにされたい。

(2) 原告らは、訴状133ページ(第4章、第5、2、(2))において、「E R S Sによる放出源情報の取得に当たって、電源の喪失が問題になりうることは、本件事故前から認識されていた。」(同ページ10～11行目)と主張するが、

ア 上記主張にいう「認識」とは、具体的には、いかなる立場にある誰の認識か。

イ 上記主張にいう「電源の喪失」とは、具体的には、どの機材に電力を供給するどのような「電源」の喪失を指すのか。

ウ 上記主張にいう「問題となりうる」とは、具体的には、どのような事実を指すのか。

エ 上記主張にいう「本件事故前」とは、具体的には、いつの時点を指すのか。

2 釈明を求める理由

(1) 1 (1)について

国賠法1条1項の「違法」の意義は、民法上の不法行為の概念とは異なり、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいう（職務行為基準説。最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ参照。）。

これを規制権限の不行使という公務員の不作为について見ると、当該不作为が国賠法1条1項の適用上違法となるためには、その権限の不行使によって損害を受けたと主張する個別の国民（原告ら）との関係において、当該公務員に職務上の法的義務（作為義務）が存し、かつ、当該公務員がその作為義務に違背してその職務行為を行わなかったという関係が必要である（山下郁夫・最高裁判所判例解説民事篇平成7年度(下)597ページ）。

上記の作為義務が発生する場面について見ると、規制権限を行使するための要件が法定されていて、同要件の内容が法令の解釈によって一義的に定まる場合において、その要件があるときは、通常、作為義務が認められ、それに反する不作为は違法となると考えられる。一方、規制権限を定める規定はあるが、当該規制権限を行使するための要件が具体的に定められていない場

合や、規制権限を行使するための要件が定められてはいるものの、規制権限を行使するか否かについて裁量が認められている場合には、規制権限が存在するからといって直ちに作為義務が生ずるとはいえない。

このように、規制権限を行使するかどうかについて裁量が認められている事項については、第一次的には行政機関の判断が尊重されなければならないのであって、その規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法となるのは、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときに限られる（最高裁平成元年11月24日第二小法廷判決・民集43巻10号1169ページ、前記最高裁平成7年6月23日第二小法廷判決、最高裁平成16年4月27日第三小法廷判決・民集58巻4号1032ページ参照。）。

また、原告の、新たな技術基準を制定すべきであったという主張に関しても、最高裁平成19年11月1日第一小法廷判決・民集61巻8号2733ページ（国の担当者が通達を作成・発出してこれに従った取扱いを継続した行為について、国賠法1条1項の違法及び過失の有無を判断した事例）がある。

さらに、これらの違法性判断の基準となるべきものは、裁判時における「最新の知見」ではなく、飽くまでも職務行為時において存在した知見と行為規範違反の有無である（最高裁平成7年6月23日第二小法廷判決・民集49巻6号1600ページ参照。）。

以上に対し、訴状104～105ページの記載においては、経済産業大臣の規制権限不行使が国賠法1条1項の「違法」と評価される要件に関し、上記各最高裁判例が全く引用されていないことから明らかなとおり、上記各最高裁判例にのっとり判断枠組みに基づいた主張がないため、釈明を求める次第である。

(2) 1 (2)について

1 (2)に引用した原告らの主張は、1 (2)において指摘した事項が明確ではなく、被告国は反論が困難であるため、これを明確にすることを求める次第である。